長期使用製品安全点検制度の一層の定着に向けて

対象製品を購入した際は所有者登録を行いましょう

〜所有者情報の登録は所有者の責務です〜



















対象製品を購入した所有者は、 販売者から点検制度についての 説明を受けます。





特定保守製品

所有者が対象製品に同梱さ れている所有者票の「お客 様記入欄」に必要事項を記 入します。

※所有者票や封筒には、黄色系の目立 つ色の使用を推奨しています。また、 統一ロゴマークや経済産業省ロゴマー ク等を使用することができます。





点検を受けます。



メーカーに点検を依 頼します。



購入から点検 までの流れ

所有者の承諾があれば、 販売者が所有者票を代行記



(小型湯沸器)

所有者票を返送します。



点検時期が来ると

メーカーから所有者

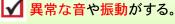
に通知が届きます。

(メーカーに所有者登録)



所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。また所有者情報は、消費生活用製品安全 法や個人情報の保護に関する法律に従い、メーカーによって安全に管理されます。

経年劣化事項の兆候をチェック



✓ 異常な音や振動がする。
✓ 焦げ臭いなどの異臭がする。
✓ 点火、着火が不安定。



✓ 製品に搭載されている点灯ランプが点滅する。

などの症状や何か異常を感じた場合は、直ちに使用を止めメーカーにご連絡下さい。

本制度のお知らせは 経済産業省 ホームページでご覧頂けます

http://www.meti.go.jp/product_safety/

製品安全ガイド

点灯ランプ点滅

